

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公開

特定事業主名： 北斗市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	78.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	74.4%
全職員	71.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級	0.0%
課長級	101.7%
係長級	91.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.5%
31～35年	87.7%
26～30年	91.2%
21～25年	89.7%
16～20年	0.0%
11～15年	95.9%
6～10年	85.5%
1～5年	95.1%

【説明欄】

・ 男性職員に支給額が多い手当（扶養手当等）がある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 数値は市長、議会、教育委員会、監査、選挙管理委員会、農業委員会の各部局を合算したものの。

* 任期の定めのない常勤職員以外の職員とは、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員のこと。